

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 2 日

各保健所設置市薬務主管課 御中

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課

血友病薬害被害者手帳第 2 版について（周知依頼）

このことについて、厚生労働省医薬局総務課医薬品副作用被害対策室から別添のとおり事務連絡がありましたので、業務の参考に送付します。

また、次の関係団体に対し連絡していることを申し添えます。

なお、別添の事務連絡は神奈川県ホームページ「薬事関係通知一覧」に掲載します。

＊連絡済み関係団体

公益社団法人神奈川県医師会

公益社団法人神奈川県病院協会

一般社団法人神奈川県精神科病院協会

公益社団法人神奈川県歯科医師会

公益社団法人神奈川県薬剤師会

公益社団法人神奈川県病院薬剤師会

問合せ先
薬事指導グループ 青木
電話 045-210-1111 内線 4968
045-210-4967（直通）

事 務 連 絡
令和 8 年 2 月 16 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬局総務課
医薬品副作用被害対策室

血友病薬害被害者手帳第 2 版について（周知依頼）

平素より、厚生労働行政の推進にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 8 年 3 月で、H I V 訴訟の和解から 30 年を迎える中、血友病患者の方々で当時の血液凝固因子製剤を使用して H I V に感染し、健康被害を被った方々の多くは、医療の進歩によりエイズを発症することなく日常生活を過ごされる一方で、高齢化が進み、抗 H I V 薬の副作用や C 型肝炎等の慢性疾患など新たな身体症状を抱えながら生活されています。

血友病薬害被害者の方々が、医療、介護、福祉などの包括的な支援を適切に利用できるよう、これまで積み重ねてきた恒久対策の内容を含め、血友病薬害被害者の方が利用できる主な制度を取りまとめた「血友病薬害被害者手帳」を平成 28 年 3 月から配布してきたところですが、初版の発行から約 10 年が経過し、様々な取組の進展や、より使いやすい手帳への改善の観点から、第 2 版を発行することといたしました。

貴職におかれましては、貴部のみならず、福祉所管部局及び貴管内福祉・医療機関等関係機関において、被害者救済のために行われている各種施策について改めてご理解いただき、適切に支援が行われるよう、本手帳について周知をお願いするとともに、血友病薬害被害者の方や福祉・医療機関等関係機関から問い合わせ等があった場合には、必要に応じて関係部局とも連携の上、適切に対応いただくようお願いいたします。

（厚生労働省ホームページ）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/topics/tp160302-01.html

【照会先】

厚生労働省医薬局
医薬品副作用被害対策室
（直通）03－3595－2400